

江別市医療費助成事業(重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子ども)について

1 江別市の公費負担者番号

制 度	公費負担者番号
重度心身障がい者	4 7 0 1 0 1 7 8
ひとり親家庭等	9 5 0 1 0 1 7 9
子ども	9 2 0 1 0 1 7 2

2 受給者の一部負担金

制 度	助成対象	受給者証 の記号	一部負担金
重度心身障がい者 (65歳未満)	入通院 ※精神障がいの 方は通院のみ	障初 もしくは 障課	「障初」「老初」「親初」「子初」 初診時一部負担金のみ (医科：580 円 歯科：510 円 柔整：270 円 <u>(子ども医療は柔整の負担金なし))</u>
重度心身障がい者 (65歳以上)		老初 もしくは 老課	
ひとり親家庭等	親：入院のみ 子：入通院	親初 もしくは 親課	「障課」「老課」「親課」「子課」 総医療費の1割負担 ※小学生の入院及び未就学児の入通院 は「初診時一部負担金のみ」 ※月額上限 通院のみ：18,000 円 (月額上限：144,000 円) 入院含む：57,600 円 (多数回該当：44,400 円) 【注】過去 12 ヶ月以内に月額上限に 3 回以 上達した場合、4 回目から多数回該当
子ども	入通院	子初 もしくは 子課	

○『訪問看護療養費』は上記区分に関わらず総医療費の1割負担

(月額上限…住民税非課税世帯：8,000 円 住民税課税世帯：18,000 円)

※未就学児の訪問看護療養費の月額上限額については、受給者証では確認できませんので江別市役所医療助成課までお問い合わせください。

○※日本スポーツ振興センターの災害共済給付や就学援助など、他の制度を利用できる医療費は助成対象外です。

#